

令和6年度埼玉県歯科医師国民健康保険組合業務案内

① 保険料について(月額)

(令和6年4月1日現在)

医療分 (事業主については、以下の保険料に収入割が合算されます。)

第1種 事業主 1人	8,000円	第2種 勤務医 1人	15,500円
第1種 事業主以外 1人	15,500円	第2種 勤務医以外 1人	10,500円
第1種 家族 1人	8,000円	第2種 家族 1人	8,000円

介護納付金分 …… (40歳~64歳) 被保険者1人 5,700円

後期高齢者支援金等分 …… (0歳~74歳) 被保険者1人 5,300円

※支援金等分:第2種組合員の世帯に属する義務教育修了迄の者(15歳以下)には賦課しません。

収入割…前年1月より12月までの
 社保・国保の診療報酬額に8/1,000
 を乗じて、得た額(月額)は1/12)
 年間限度額 320,000円
 ※新規加入の2年度間の収入割は、
 1人10,000円(月額)となります

個々の状況により、お
 手続きいただく内容や書
 類が異なりますので、詳
 細は組合にお問い合わせ
 ください!

② 保険給付について

問い合わせ:埼玉県歯科医師国民健康保険組合 電話048-829-2325

給付の種類	給付の内容	手続書類	給付の種類	給付の内容	手続書類
療養の給付 ※法定どおり	○6歳に達する日以後 最初の3月31日以前 8割 ○69歳迄 7割	受診の際、窓口には被 保険者証を提示	移送費	病気がケガで移動困難な場合、医師 の指示により緊急に転院を必要とした とき(移送の目的である「療養」が保 険診療として適当であること)	移送費支給申請書 領収書 医師の意見書 患者輸送報告書
	○70歳以上(前期高齢者) ☆一般所得の方 8割 ☆現役並みの所得の方 7割	※70歳以上の方は高 齢受給者証を被保険者 証と一緒に医療機関へ 提示			被保険者が出産したとき 500,000円 【妊娠4カ月(85日)以上の流産・死産を 含む】
療養費 時効:事実から2年 を超えると支給でき ません	①急病などやむを得ない理由で保険 診療を受けられなかったとき ②海外渡航中に診療を受けたとき (1年以上の滞在は不可) ③鍼・灸・マッサージの施術 ④治療用装具を装着したとき(医師 が必要と認めたとき) ⑤輸血をした時の生血代	療養費支給申請書 明細書及び領収書 ②医師から治療内容や金額 の証明を受領。帰国後日本 国内で保険診療の対象に なっているものに限り、支 給します。 ④医師の診断書(同意 書)及び領収書(原本)	出産育児一時金 時効:事実から2年を 超えると支給できま せん	★産科医療補償制度に加入してい ない分娩機関で出産や在胎週数22週未 満の場合は488,000円 ※資格喪失後の出産に対しては出産 育児一時金を支給できません	◎受取代理制度の産科医療機 関での出産の場合、受取代理 用申請書と医師の証明が必要 ◎直接支払制度を利用しない 場合、出産育児一時金支給申 請書、合意書、領収書が必要
	高額療養費 (70歳未満の方) 【限度額適用認定 証】 について ※マイナ保険証を利 用すれば、限度額適 用認定証の事前申請 は不要 ※入院時や高額な 支払が生じる外来時に 限度額適用認定証を 提示することで、窓口 負担は自己負担限度 額までになります。 ※「外来診療」につ いても限度額適用認 定証の使用が可能です。 ※限度額認定証の交 付には、事前の申請 手続きが必要です。	①同一月内に同一医療機関で一部負担 金を支払った場合の自己負担限度額 ア)年間旧ただし書き所得901万円超の方 252,600円+ (医療費-842,000円) ×0.01 ※多数該当 140,100円 イ)600~901万円以下の方 167,400円+ (医療費-558,000円) ×0.01 ※多数該当 93,000円 ウ)210~600万円以下の方 80,100円+ (医療費-267,000円) ×0.01 ※多数該当 44,400円 エ)210万円以下の方 57,600円 ※多数該当 44,400円 オ)住民税非課税の方 35,400円 ※多数該当 24,600円 ②世帯合算 同一世帯で同一月に21,000 円以上の自己負担が複数ある場合自己 負担限度額を超えた分を支給 ③治療が長期にわたり、自己負担が著しく 高額になる特定疾病については、自己負 担限度額を超えた分を支給			高額療養費支給申請書 領収書 所得を証する証明書 ※旧ただし書き所得と は、前年の総所得及び山 林所得額並びに株式長期 (短期)譲渡所得金額等 の合計から基礎控除額 (43万円)を控除した額 ※多数該当 1年間に3回以上対象 となる場合4回目から の自己負担限度額
葬祭費 時効:事実から2年を を超えると支給でき ません	①葬・灸・マッサージの施術 ④治療用装具を装着したとき(医師 が必要と認めたとき) ⑤輸血をした時の生血代	④医師の診断書(同意 書)及び領収書(原本)	葬祭費 時効:事実から2年を を超えると支給でき ません	◎第1種組合員 200,000円 ◎上記以外の被保険者 100,000円	葬祭費支給申請書 死亡診断書又は 埋火葬許可書の写し 資格喪失書 被保険者証
					傷病手当金 時効:事実から2年を を超えると支給でき ません
歯科診療 (給付制限)	③治療が長期にわたり、自己負担が著しく 高額になる特定疾病については、自己負 担限度額を超えた分を支給	③特定疾病認定申請書に 医師の証明を受け、組合 に申請します。 「特定疾病療養受療証」 を交付します	歯科診療 (給付制限)	◎第1種組合員とその家族 自家診療分は、請求できません 自家診療分以外は給付します ◎第2種組合員とその家族 全て給付します	◎第1種組合員とその家族 自家診療分は、請求できません 自家診療分以外は給付します ◎第2種組合員とその家族 全て給付します

③ 主な保健事業について

※人間ドックと健康診断の補助は同一年度に重複できません

事項	補助金(税込)	手続書類	事項	補助金	手続書類
人間ドック への補助	第1種組合員1人 40,000円 第2種組合員1人 25,000円 上記以外の被保険者1人 20,000円	人間ドック・健康診断補 助金支給申請書 領収書	がん検診への補助 ※特定健診、節目を含む 脳・人間ドック、健康診断の オプションとして受診した 場合に限る	○子宮頸がん(内診及び頸部細胞診) ○乳がん(マンモグラフィまたは エコーのいずれか一方) ○肺がん(喀痰細胞診) 1項目につき4,000円まで ※がん検診単独の補助はしません。	がん検診補助金支給申請 書、領収書
健康診断への補助	第1種組合員1人 5,000円 第2種組合員1人 4,000円 ※結核の検査のみでは健康診断とは 認められません	※同一年度内に人間ドック と健康診断の両方を補 助する事はできません。			
節目の人間ドック への補助 (該当者へ5月に案内)	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65 歳、70歳の節目を迎える年度は、通常 の補助に20,000円を加算して支給	節目の人間ドック補助 金支給申請書 領収書	育児書 「赤ちゃん!」配布	出生により被保険者資格を取得した希 望する世帯に1年間配布	購読申込書

④ 特定健康診査・特定保健指導について

対象者	費用	特定健康診査の手続き	特定保健指導の手続き
40歳~74歳の被保険者(年度途 中で75歳に達する方も含みます)	基本項目と医師が必要と判断し た詳細項目については無料	6月頃に受診券が対象者の自宅へ郵送される⇒受診医療機関へ 予約⇒受診券、質問票、被保険者証を持って受診	11月頃に利用券が対象者の自宅へ郵送される⇒受診医療機 関へ予約⇒利用券、被保険者証を持って受診

⑤ 主な届け出必要事項

※当組合は、個人番号利用事務実施者として、番号法の規定に基づき、マイナンバーを利用・管理しています。

事項	届出書又は申請書	手続	事項	届出書又は申請書	手続
資格取得の手続き	資格取得届 (裏面にマイナンバーと世帯加入状況報告書) 世帯全員の住民票(発行日から3か月以内) 個人カードの表裏のコピーまたは、通知カード のコピーと運転免許証のコピーなど ※厚生年金保険適用事業所(医療法人等)の場合 は、「健康保険被保険者適用除外承認申請 書」も必要です	14日以内 厚生年金保険適用 事業所については年 金事務所へ、入社日 等から14日以内 に手続きが必要 です	自宅住所・氏名 の変更手続き	氏名・自宅住所変更届 世帯全員の住民票(発行日から3か月以内)	14日以内
	資格喪失の手続き	資格喪失届、被保険者証(喪失日から被保険 者証は使用できません) 次に加入した被保険証が交付されている場合、 その写しも必要です 葬祭費支給申請書(死亡診断書または、埋火 葬許可証の写し)	14日以内	被保険者証の再交 付の手続き(紛失や 盗難等にあった場合)	被保険者証再交付申請書 世帯全員の住民票(発行日から3か月以内) ※盗難にあった場合は、警察に届け出てくだ さい
家族の喪失			就学のため世帯を 離れる場合の手続き	第116条該当届 在学証明書または、転居先の住民票他	遅滞なく
死亡したとき			交通事故にあっ て、やむを得ず被 保険証を使って 医療機関を受診 する場合の手続 き	※交通事故に遭われた場合は必ず組合までご連 絡ください(示談をする前に!) 第三者の行為による被害届、交通事故証明書、事 故発生状況報告書、念書、誓約書(加害者)、同意 書(個人情報の取扱い) ※費用は、一時立て替えるだけで組合から後日、 加害者に請求する事になります	遅滞なく

令和6年12月2日から被保険者証は発行されませんが、今まで通り住所変更や氏名変更の際には手続きが必要です。